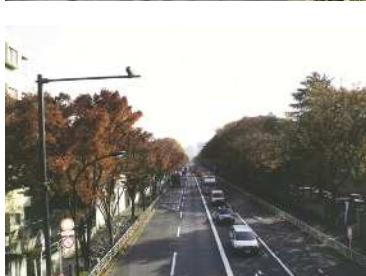


江東区景観計画 深川門前仲町景観重点地区



スポーツと人情が熱いまち
江東区

目 次

1. 景観重点地区指定の背景	1
2. 景観重点地区の指定範囲	2
3. 景観形成の目標	3
4. 景観形成の基本方針	4
5. 景観形成基準	5
(1) 富岡八幡宮・深川不動堂周辺区域	6
(2) 大横川沿い区域	12
(3) 佐賀町河岸通り・隅田川沿い区域	18
(4) 越中島周辺区域	22
6. 公共施設整備に係わる配慮事項	26
7. 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項	28
卷末資料. 検討の経緯	31

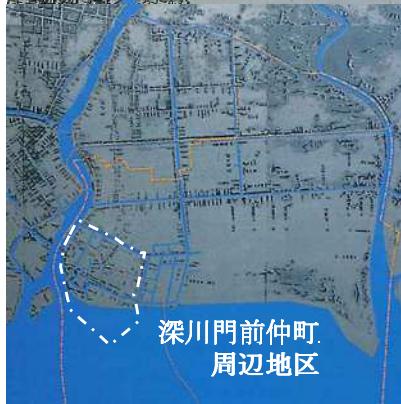
1. 景観重点地区指定の背景

江東区南西部に位置する深川門前仲町周辺地区は、江戸時代以来、埋立てにより土地を拡げるとともに、河川や掘割の開削により水運の便を確保し、発展してきたまちです。地区的面積は、およそ半分が埋立地であり、明治中期頃に概ね現在の地形となりました（下図「埋立ての歴史」を参照）。



■ 埋立ての歴史

【江戸後期～明治初期】



深川門前仲町
周辺地区

【明治中期～大正中期】



深川門前仲町
周辺地区

出典：水辺のまちの形成史／江東区（2003）

深川門前仲町周辺地区には、富岡八幡宮や深川不動堂を中心として下町文化が色濃く残っており、隅田川や、大横川をはじめとした縦横に流れる内部河川が地区内の多様な魅力ある区域をつないでいます。

こうした魅力を後世に継承するため、深川門前仲町周辺地区において、重点的に景観の誘導および保全を図る地区を「深川門前仲町景観重点地区^(※1)」として位置づけました。



江都名所 深川富岡八幡
(国立国会図書館所蔵)



富岡八幡宮



深川不動堂の山門と参道



隅田川テラス



大横川のサクラ並木



明治丸

※1 深川門前仲町景観重点地区：地区内の多様な魅力を後世に継承するため、重点的に景観の誘導および保全を図る地区として位置づけた地区。特性の異なる4つの「区域」から成り立っています。

2. 景観重点地区の指定範囲

富岡八幡宮や深川不動堂を中心として多くの歴史・文化的資源が集積する門前仲町周辺は、多くの人が訪れ、にぎわいの核となる場であり、情緒ある歴史・文化的景観が形成されています。

また、この核となる区域の他には、歴史的近代建築が残る佐賀周辺や、東京海洋大学をはじめとする歴史やみどりが感じられる越中島周辺など、多様で魅力ある景観資源が点在しており、これらの資源を、軸となる大横川がつないでいます。

以上のことから、「深川門前仲町景観重点地区」は、富岡八幡宮や深川不動堂を中心とする「富岡八幡宮・深川不動堂周辺区域^(※2)」、「大横川沿い区域」、「佐賀町河岸通り・隅田川沿い区域」および「越中島周辺区域」を地区指定することにより、歴史・文化的資源周辺の「核」としての景観づくりと、観光などの視点で人々をいざなう「軸」としての景観づくりを通じて、面的な広がりと相乗効果を意識した景観づくりを目指します。

(3) 佐賀町河岸通り ・隅田川沿い区域



深川門前仲町景観重点地区 の指定範囲

(1) 富岡八幡宮・深川不動堂周辺区域

- ・ 門前仲町一・二丁目の一部
 - ・ 富岡一・二丁目の一部

(2) 大横川沿い区域

- ・ 門前仲町一・二丁目の一部
 - ・ 富岡一丁目の一部
 - ・ 永代一・二丁目の一部
 - ・ 牡丹一・二・三丁目の一部
 - ・ 古石場一丁目の一部
 - ・ 越中島一丁目の一部

(3) 佐賀町河岸通り・隅田川沿い区域

- ### ・ 佐賀一・二丁目の一部

(4) 越中島周辺区域

- ### ・ 越中島二丁目の一部

The figure is a map of the Kita-ku area in Yokohama, Japan. It features several colored regions and specific location markers. The regions are color-coded as follows:

- Red:** 高岡八幡宮・深川不動堂周辺区域 (Kōtō Hachimangū, Fukagawa Fudō-dō area)
- Blue:** 大桜川沿い区域 (Oosakigawa Riverbank area)
- Yellow:** 佐箕町河岸通り・隨田川沿い区域 (Sakiguchi-chō Riverbank area, Saito Riverbank area)
- Green:** 区境界 (District boundary)
- Pink:** 丁目境界 (Block boundary)

Resource locations are marked with icons:

- Red circle with dots:** 神社 (Shrine)
- Purple circle:** 寺院・神社 (Temple/ Shrine)
- Brown circle:** 歴史的近代建築 (Historical modern architecture)
- Orange circle:** 歴史ある大学 (Historical university)
- Green rectangle with diagonal lines:** 公園 (Park)

※ 区域の境界は、道路境界線の他、道路や河川の両側の建築物等と一体となった「まちなみ」・「かわなみ」景観を誘導することを念頭に、道路や河川沿い遊歩道等に接する敷地を含んで設定することを基本としています。

※2 区域：深川門前仲町景観重点地区を構成する「区域」のこと。内在する資源の状況や立地状況など、異なる特性ごとに「区域」を設定しています。

■ 3. 景観形成の目標

きつぶ 水辺がつなぐ深川氣風

「深川門前仲町景観重点地区」には、江戸三大祭りの一つである「富岡八幡宮例大祭（深川八幡祭り）」に代表される「粹」や「イナセ」の気風が色濃く残っています。

のことから、埋立て・水運の歴史を背景に、“水辺がつなぐ深川氣風”の継承を目標に、以下の景観づくりを進め、景観の保全・創出を図ることとします。

◆ 富岡八幡宮や深川不動堂を核とした深川氣風を継承する景観づくり



富岡八幡宮や深川不動堂といった歴史・文化的資源を核に、人々の活気や人情を後世に伝える門前町としての景観づくりを進めます。

◆ 埋立てや水運の歴史を背景に、多様な魅力を掘割がつむぐ景観づくり



水運とともに歩んできた深川文化を大切にして、核となる門前町、歴史的近代建築の趣や豊かな水・みどりなどをつなぐ大横川を軸にした景観づくりを進めます。

◆ 溢れる多様なみどりを身近に感じることのできる景観づくり



東京海洋大学周辺のまとまりのある豊かなみどりや隅田川沿い・大横川沿いの連続したみどりなど、地区内に溢れる多様なみどりを身近に感じることのできる景観づくりを進めます。

4. 景観形成の基本方針

景観形成の目標である“水辺がつなぐ深川気風”を守り育てるため、各区域の基本方針を次のように定めます。今後は、各区域のつながりを意識し、連携しながら、深川門前仲町景観重点地区全体の良好な景観形成を目指します。

富岡八幡宮 ・深川不動堂 周辺区域

深川情緒 じょうちょ かいさま ~にぎわいの中に垣間見える文化の名残~

富岡八幡宮や深川不動堂を中心に、にぎわいの中に深川独自の風情が感じられる空間づくりを行う。

大横川沿い 区域

親しめる水辺と小路 こみち ~多様な表情を魅せる水辺とまち~

サクラ並木をはじめ、四季を通じて、水辺とまちなみを楽しむことができる空間づくりを行う。

佐賀町河岸通り ・隅田川沿い 区域

近代の軌跡 きせき ~水運がもたらした文化の継承と発展~

水運により発展した倉庫街や歴史的近代建築などの資源を生かし、アートやモダンな雰囲気が楽しめる魅力的な空間づくりを行う。

越中島周辺 区域

水辺の予感 よが ~ゆかしき歴史と水・みどりを感じるまち~

日本屈指の研究拠点として発展してきた越中島の歴史的背景に配慮し、歴史的建造物や文化財、みどり、水辺を感じられる空間づくりを行う。

5. 景観形成基準

各区域の個性があらわれた景観形成の基本方針を達成するため、以下の事項について、具体的な景観形成基準^(※3)を定めます。

＜景観形成基準の事項＞

- ・歴史・文化的資源
- ・建築物等（配置、高さ・規模、形態・意匠・色彩、附属施設・外構等）
- ・工作物（形態・意匠・色彩）
- ・緑化
- ・眺め

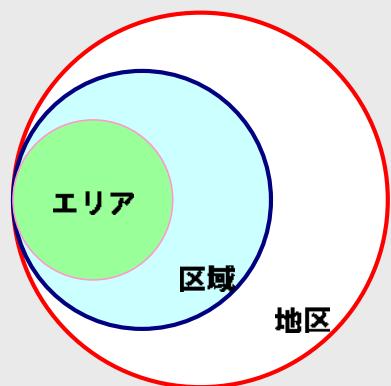
なお、上記事項のうち、建築物または工作物の「形態・意匠・色彩」に関する事項における景観形成基準は、景観法第17条第1項の規定（江東区都市景観条例第16条）による規制または措置の基準とします。

また、その他基準は、景観法第16条第3項の規定による規制または措置の基準とします。

各区域の景観形成基準等を次ページ以降に示します。

※3 景観形成基準：景観法第8条第4項第2号の規定による規制または措置の基準とします。

■ 地区・区域・エリアの考え方



(1) 地区 (1頁参照)

- ・地区内の多様な魅力を後世に継承するため、重点的に景観の誘導および保全を図る地区として位置づけた景観重点地区のこと。
- ・特性の異なる「区域」から成り立っています。

(2) 区域 (2頁参照)

- ・景観重点地区を構成する「区域」のこと。
- ・内在する資源の状況や立地状況など、異なる特性ごとに「区域」を設定しています。

(3) エリア (7頁参照)

- ・区域の中を細分化した「エリア」のこと。
- ・内在する資源の分布状況やまちなみなど、異なる特性ごとに「エリア」を設定しています。

(1) 富岡八幡宮・深川不動堂周辺区域

■区域の概要

【区域特性】

- 富岡八幡宮、深川不動堂を中心として、門前町が形成されており、江戸時代以降育んできた深川独自の風情が残っています。
- 富岡八幡宮例大祭（深川八幡祭り）は、江戸三大祭の一つです。
- 辰巳新道は、戦後の面影を残す飲食店街です。
- 深川東京モダン館は、地域の拠点であり、観光の拠点でもあります。

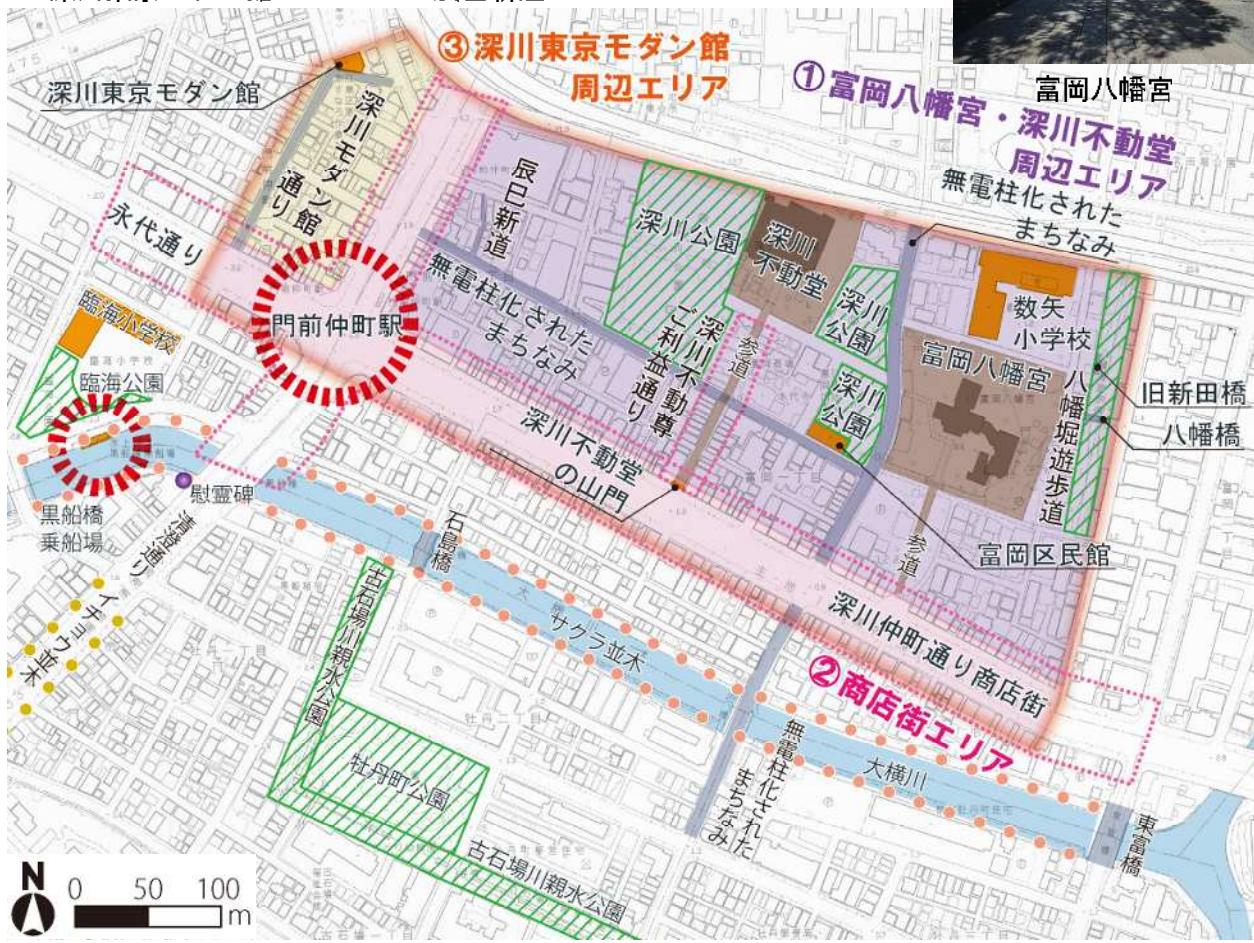


深川東京モダン館



辰巳新道

凡例（資源）	
	地区への玄関
	寺院・神社
	境内および参道
	建造物
	河川
	道路・橋梁
	公園
	サクラ並木
	イチョウ並木
	商店街



深川不動堂



深川公園



無電柱化されたまちなみ

【主な資源】

- 富岡八幡宮（鳥居、横綱力士碑、伊能忠敬銅像など）
- 深川不動堂（本堂、山門など）
- 深川不動尊ご利益通り
- 深川仲町通り商店街
- 辰巳新道
- 八幡堀遊歩道
- 八幡橋（重要文化財）
- 旧新田橋
- 深川公園
- 数矢小学校
- 無電柱化されたまちなみ
- 深川東京モダン館（国登録文化財）、深川モダン館通り
- 富岡区民館

■景観形成基準

当区域は、江東区都市景観条例第10条で定める景観計画地区の「下町水網地域」にも該当します。景観形成基準は、はじめに景観重点地区における基準を適用し、次に、下町水網地域における基準を適用します。

当区域では、以下に示す区域全体の共通基準に加え、区域を細分化したエリア^(※4)の特徴に応じた基準を設けています。各エリアの景観形成基準は、次ページ以降に示します。

*平成26年11月1口に江東区景観計画を一部改定し追加しました。
平成27年1月5日届出から適用しています。

□ 区域全体の共通基準

事項	基準
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none">• 富岡八幡宮や深川不動堂を核として、歴史・文化的資源をつなぐネットワークの構築や魅力あるまちなみづくりを行う。• 歴史・文化的資源の周辺は、それらと調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。
配置高さ・規模	<ul style="list-style-type: none">• 建築物は、歴史・文化的資源や周辺のまちなみとの調和に配慮する。
建築物等	<ul style="list-style-type: none">• 建築物は、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物の形態やまちなみとの調和を図る。• 集合住宅のバルコニー・ベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。（*）• 外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。• 建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。• 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
附属施設・外構等	<ul style="list-style-type: none">• 建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、配置や形態・意匠・色彩を工夫する。
工作物	<ul style="list-style-type: none">• 工作物は、歴史・文化的資源や周辺のまちなみおよび建築物本体との調和を図る。• 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
緑化	<ul style="list-style-type: none">• 植栽は、みどりの連続性確保に努める。
眺め ^(※5)	<ul style="list-style-type: none">• 歴史・文化的資源の眺めを妨げないよう配慮する。

※4 エリア：区域の中を細分化した「エリア」のこと。内在する資源の分布状況やまちなみなど、異なる特性ごとに「エリア」を設定しています。

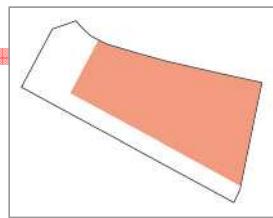
※5 深川門前仲町景観重点地区（各区域の共通基準および区域内の各エリア）の事項「眺め」に関する基準について
a. 「資源の眺めを妨げない」とは、各基準において設定した参道などの眺望点から眺めの対象となる資源を見たときに視界に入る建築物の建築や工作物の建設等を行う際に、眺めの対象およびその周辺景観と調和し、資源を生かすよう形態・意匠、外構等に配慮することを指します。
b. 「空間の眺めを妨げない」とは、各基準において設定した橋などの眺望点から見たときに視界に入る建築物の建築や工作物の建設等を行う際に、河川との一体的な空間など、眺めの対象となる連続した空間を著しく阻害しないよう配置や形態・意匠等に配慮することを指します。

□ 各エリアの基準

(1) 富岡八幡宮・深川不動堂周辺区域

① 富岡八幡宮・深川不動堂周辺エリア

富岡八幡宮や深川不動堂を中心として門前町が形成されている空間を、おもてなしとにぎわいが感じられる空間にする。

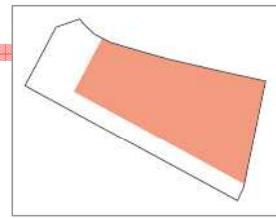


項目	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 富岡八幡宮や深川不動堂の景観と調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。 八幡橋が引き立つ八幡堀遊歩道の景観と調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。 	 <p>八幡橋を中心とした景観</p>
配置・高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、富岡八幡宮や深川不動堂などの歴史・文化的資源に対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。 建築物は、人々の暮らしを感じられる空間づくりに配慮する。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 富岡八幡宮や深川不動堂の背後や境内から見える場所は、建築物が目立たないよう工夫する。 	  <p>門前町らしい店舗の外観</p>
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 参道沿いの建築物は、門前町としてのにぎわい個性が感じられるよう、形態・意匠および素材などを工夫する。 辰巳新道沿いの建築物は、横丁の趣を残すよう、形態・意匠などを工夫する。 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一緒に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	 <p>通りからの見え方に配慮した室外機カバー</p>
附属施設・外構等	<ul style="list-style-type: none"> 店舗前は、おもてなしとにぎわいが感じられるとともに、ふれあいが生まれるよう工夫する。 参道をはじめとする通り沿いは、人々の往来の場となるよう、通り全体の連続性確保に努める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> のれんやひさしなどは、風土色や伝統色を活用するよう努める。 	
工作物	<p>形態・意匠・色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> 工作物は、門前町の雰囲気と調和するよう、形態・意匠および素材などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	

(1) 富岡八幡宮・深川不動堂周辺区域

① 富岡八幡宮・深川不動堂周辺エリア

富岡八幡宮や深川不動堂を中心として門前町が形成されている空間を、おもてなしとにぎわいが感じられる空間にする。

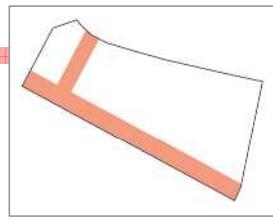


事項	基準	イメージ
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 参道沿いの店舗前は、積極的に緑化を図り、通り沿いのみどりの連続性確保に努める。 深川公園周辺は、みどりの連続性確保に努める。 	 <p>深川公園のみどり</p>  <p>深川公園前の通り沿いのみどり</p>
眺め	<ul style="list-style-type: none"> 参道から富岡八幡宮の社殿や深川不動堂の仏堂を正面に見たときの眺めを妨げないよう工夫する。 	 <p>深川不動堂 参道入口からの眺め</p>

(1) 富岡八幡宮・深川不動堂周辺区域

② 商店街エリア

永代通りや清澄通り沿いの空間を、富岡八幡宮・深川不動堂周辺エリアへのいざないを意識した空間にする。

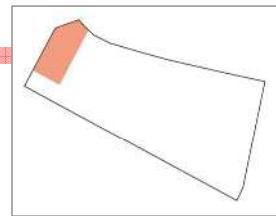


事項	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 富岡八幡宮や深川不動堂へのいざないの場となるよう工夫する。 深川不動堂の山門が引き立つよう配慮する。 	 富岡八幡宮
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、にぎわいのあるまちなみ配慮する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、周辺建築物やまちなみとの調和を図る。 通りに面する建築物の壁面は、山門が引き立つよう、形態・意匠などを工夫する。 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	 深川不動堂の山門
	<ul style="list-style-type: none"> 照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 照明は、周辺景観と調和するとともに、あたたかみのある光源となるよう工夫する。 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、通りの連續性確保に努める。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内や壁面・屋上などは、できる限り緑化を図り、周辺のみどりとの連續性確保に努める。 	

(1) 富岡八幡宮・深川不動堂周辺区域

③ 深川東京モダン館周辺エリア

観光拠点、地域拠点である深川東京モダン館を中心とした空間を、ふれあいが生まれる空間にする。



事項	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 観光拠点、地域拠点である深川東京モダン館に配慮し、拠点性やふれあいを意識した空間となるよう工夫する。 	 深川東京モダン館
配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、深川東京モダン館に対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。 	
建築物等 形態・意匠 ・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、周辺建築物や深川東京モダン館との調和を図る。 建築設備は、通りから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	 通りからの見え方に配慮した室外機カバー
附属施設・外構等	<ul style="list-style-type: none"> 駅と深川東京モダン館を結ぶ通り沿いは、核となる歴史・文化的資源や駅とのつながりを意識し、通りの連続性確保に努める。 	
工作物 形態・意匠 ・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、核となる歴史・文化的資源や駅とのつながりを意識し、通りの連続性確保に努める。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内や壁面・屋上などは、できる限り緑化を図り、深川東京モダン館へのみどりの連続性確保に努める。 玄関先やベランダを緑化するよう努める。 	 ベランダ緑化

(2) 大横川沿い区域

■ 区域の概要

【区域特性】

- 春に催される「お江戸深川さくらまつり」では、黒船橋乗船場を中心 に多くの人にぎわいます。
- 隅田川や大横川には、東富橋をはじめ、関東大震災後の震災復興橋 梁 が多く架けられています。また、松をイメージした親柱や欄干となっ ている石島橋や歴史的背景が名称の由来である練兵衛橋など、特徴 的な橋もあります。
- 隅田川沿いは、水辺の公園の連続的な空間が形成されています。
- 牡丹町公園には、美しいボタンをはじめ、彩りある花々が植えられて おり、区民の憩いの場となっています。



永代公園



越中島公園



石島橋

【主な資源】

- 大横川
 - サクラ並木（大横川）
 - 水辺の散歩道
 - 永代橋（重要文化財）
 - 東富橋（景観重要建造物）
 - 練兵衛橋
 - 石島橋
 - 臨海小学校、臨海公園
 - 越中島公園、永代公園
 - 牡丹町公園、古石場川親水公園
 - 黒船橋乗船場
 - 越中島防災船着場
 - 慰霊碑
 - 大島川水門
 - ヤマタネ倉庫
- 震災復興
橋梁

■景観形成基準

当区域は、江東区都市景観条例第10条で定める景観計画地区の「下町水網地域」、「隅田川景観基本軸」、「水辺景観形成特別地区」にも該当します。景観形成基準は、はじめに景観重点地区における基準を適用します。次に、水辺景観形成特別地区に該当するところは、その基準を適用し、それ以外のところは、下町水網地域、隅田川景観基本軸における基準を適用します。

当区域では、以下に示す区域全体の共通基準に加え、区域を細分化した各エリアの特徴に応じた基準を設けています。各エリアの景観形成基準は、次ページ以降に示します。

□ 区域全体の共通基準

*平成26年11月1口に江東区景観計画を一部改定し追加しました。
平成27年1月5日届出から適用しています。

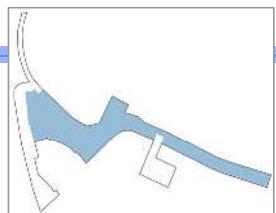
事項	基準
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none">•震災復興橋梁をはじめとする歴史・文化的資源との調和に配慮する。
配置高さ・規模	<ul style="list-style-type: none">•建築物は、河川や遊歩道、公園などからの見え方に配慮する。
建築物等	<ul style="list-style-type: none">•建築物は、建築物全体のバランスだけでなく、河川沿いや周辺のまちなみとの調和を図る。•集合住宅のバルコニー・ベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。（＊）•外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。•建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。•色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
附属施設・外構等	<ul style="list-style-type: none">•建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、配置や形態・意匠などを工夫する。
工作物	<ul style="list-style-type: none">•工作物は、水辺景観や歴史・文化的資源、周辺のまちなみおよび建築物本体との調和を図る。•色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
緑化	<ul style="list-style-type: none">•植栽は、河川とまちのつながりを意識した配置となるよう工夫する。•四季折々の植栽が楽しめるよう、配置を工夫する。•植栽は、サクラやボタンなど、地域に根差したものを利用するよう努める。
眺め	<ul style="list-style-type: none">•舟や遊歩道、橋からの見え方を意識し、水辺の連続的な眺めを妨げないよう配慮する。

□ 各エリアの基準

(2) 大横川沿い区域

① 大横川沿いエリア

大横川や河川沿いの空間を、回遊性を意識した親しみやすい水辺空間にする。

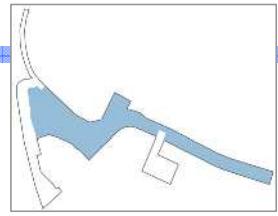


事項	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 慰霊碑など、地域で守り続けている歴史・文化的資源の景観と調和し、その雰囲気に配慮する。 震災復興橋梁や倉庫など、歴史的建造物の景観と調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。 周辺に、歴史・文化的資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かす工夫をする。 	 <p>東富橋</p>
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、河川沿いの遊歩道に対して圧迫感を与えないよう、配置や高さ・規模を工夫する。 建築物は、水辺からの見え方を意識し、開口部(窓、ベランダなど)を河川側に設けるよう努める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物は、オープンスペースを設けるよう努める。 	
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、河川沿いの遊歩道や歴史・文化的資源などと調和するよう、形態・意匠などを工夫する。 建築設備は、橋や水辺、舟などから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	 <p>通りからの見え方に配慮した室外機カバー</p>
附属施設・外構等	<ul style="list-style-type: none"> 照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、水辺景観との調和を図る。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 四季を感じる植栽などにより、水辺のみどりの連續性確保に努める。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> サクラ並木が生きるよう、植栽の種類や配置を工夫する。 河川に面する玄関先やベランダ、壁面・屋上を緑化するよう努める。 橋詰を緑化するよう努める。 	 <p>大横川のサクラ並木</p>

(2) 大横川沿い区域

① 大横川沿いエリア

大横川や河川沿いの空間を、回遊性を意識した親しみやすい水辺空間にする。

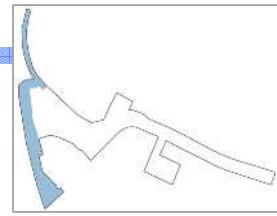


事項	基準	イメージ
眺め	<ul style="list-style-type: none">・橋や水辺、遊歩道、舟からの連続的な河川空間の眺めを妨げないよう配慮する。・橋や水辺、遊歩道、舟から見たときに、震災復興橋梁が美しく見えるよう工夫する。・河川空間は、石島橋をはじめとする個性的な橋が映えるよう工夫する。	<p>大横川の連続的な眺め</p>

(2) 大横川沿い区域

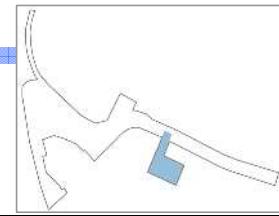
② 越中島公園・永代公園周辺エリア

越中島公園、永代公園をはじめ、隅田川沿いの空間を、開放感のある空間にする。



事項	基準	イメージ
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、歴史・文化的資源や残すべき自然がある場合は、これらを生かすよう、配置を工夫する。 建築物は、水辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 後背地から水域への見通しや水辺の開放感を確保した形態とする。 建築設備は、橋や水辺、舟などから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。 	 <p>落ち着いた夜間景観</p>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、水辺景観との調和を図る。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	 <p>隅田川沿いの彩りあるみどり</p>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> みどり豊かな公園の特徴を生かし、四季を感じる植栽などにより水辺の魅力を高める工夫をする。 	
眺め	<ul style="list-style-type: none"> 隅田川、対岸の大川端などへの開放的な眺めに配慮した空間づくりに努める。 	 <p>対岸（大川端）の眺め</p>

(2) 大横川沿い区域



③ 牡丹町公園エリア

牡丹町公園周辺の空間を、ボタンをはじめ、地域に根差した植栽で、彩りある空間にする。

事項	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 牡丹町公園や古石場川親水公園は、「牡丹」や「古石場」といった地名の由来となった歴史的な位置づけや背景を考慮した空間づくりに努める。 	 江戸自慢三十六興 深川八まん牡丹
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、牡丹町公園や古石場川親水公園からの見え方に配慮する。 【例】 <ul style="list-style-type: none"> 開口部（窓、ベランダなど）を公園側に設けるよう努める。 	 公園からの見え方に配慮した建築物
	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備は、牡丹町公園や古石場川親水公園、通りなどから見えないよう、または建築物と一緒に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 【例】 <ul style="list-style-type: none"> 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 附属施設・外構等 	<ul style="list-style-type: none"> 照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、牡丹町公園や古石場川親水公園からの見え方を意識し、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 牡丹町公園や古石場川親水公園周辺は、みどりの連続性確保に努める。 牡丹町公園や古石場川親水公園からの見え方を意識し、壁面やベランダを緑化するよう努める。 牡丹町公園や古石場川親水公園は、美しいボタンをはじめ、四季を感じる植栽配置に努める。 	 四季を彩る公園の花々
眺め	<ul style="list-style-type: none"> 古石場川親水公園周辺は、水辺空間の連続的な眺めに配慮する。 	 古石場川親水公園

かし (3) 佐賀町河岸通り・隅田川沿い区域

■区域の概要

【区域特性】

- 区域内には、貴重な歴史的近代建築が点在しています。
- 佐賀周辺は、江戸時代から続く倉庫街であり、現在も倉庫や作業所が立地するほか、倉庫を活用した個性的な店舗などもあります。
- 佐賀町河岸通り沿いは、軒先のみどりや街路樹など、連続したみどりが形成されています。
- 隅田川沿いには、対岸や清洲橋をはじめ、隅田川の雄大な眺めを望むことができるテラスがあります。



隅田川テラス



倉庫を利用した店舗



佐賀町河岸通り沿いの並木



歴史的近代建築



【主な資源】

- ・佐賀町河岸通り沿いの並木
- ・倉庫を利用した店舗
- ・点在する歴史的近代建築
- ・食糧ビル跡地ファーサード
- ・隅田川テラス
- ・隅田川
- ・永代橋

■景観形成基準

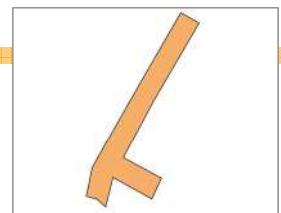
当区域は、江東区都市景観条例第10条で定める景観計画地区の「下町水網地域」、「隅田川景観基本軸」にも該当します。景観形成基準は、はじめに景観重点地区における基準を適用し、次に下町水網地域または隅田川景観基本軸における基準を適用します。

当区域では、区域全体の共通基準として、「佐賀町河岸通り・隅田川沿いエリア」の基準を設けています。「佐賀町河岸通り・隅田川沿いエリア」の景観形成基準は、次ページ以降に示します。

(3) 佐賀町河岸通り・隅田川沿い区域

○ 佐賀町河岸通り・隅田川沿いエリア

佐賀町河岸通り沿い、隅田川沿いの空間を、現存する貴重な歴史的近代建築や倉庫街の趣が感じられる空間にする。

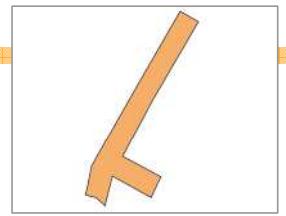


事項	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的近代建築の景観と調和し、その雰囲気を妨げないよう配慮する。 既存の倉庫などの活用により、文化を育む空間づくりに努める。 	 <p>歴史的近代建築</p>
配置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の1階部分は、まちなみ配慮し、見え方や空間構成を工夫する。 隅田川沿いの建築物は、水辺からの見え方を意識し、開口部（窓、ベランダなど）を隅田川側へも設けるよう努める。 隅田川沿いの建築物は、水辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物は、沿道のゆとりある空間確保に努める。 	 <p>沿道に確保されたゆとりある空間</p>
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、建築物全体のバランスだけでなく、歴史的近代建築や倉庫街の趣を妨げないよう、まちなみとの調和を図る。 集合住宅のバルコニー・ベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。（*） 外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。 建築設備は、通りや隅田川から見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物は、歴史的近代建築と調和するよう、素材を工夫する。 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	<p>*平成26年11月1日江東区景観計画を一部改定し追加しました。 平成27年1月5日届出から適用しています。</p>
形態・意匠 ・色彩		

(3) 佐賀町河岸通り・隅田川沿い区域

○ 佐賀町河岸通り・隅田川沿いエリア

佐賀町河岸通り沿い、隅田川沿いの空間を、現存する貴重な歴史的近代建築や倉庫街の趣が感じられる空間にする。



事項	基準	イメージ
建築物等	附属施設・外構等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、その配置や形態・意匠などを工夫する。
工作物	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、水辺景観や歴史・文化的資源、周辺のまちなみおよび建築物本体との調和を図る。 工作物は、歴史的近代建築の外観を妨げないよう、見え方を工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工作物は、まちなみと溶け込むよう工夫する。 歴史的近代建築の周辺は、電線類を整理する、または、目立たないよう工夫する。
緑化		<ul style="list-style-type: none"> 佐賀町河岸通りは、魅力ある植栽により、通りの連続性確保に努める。 玄関先やベランダ、壁面などを緑化するよう努める。 沿道の軒先など、歩行者に配慮した緑化の空間づくりに努める。 緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するとともに、既存の樹木なども生かし、周辺の景観との調和を図る。
眺め		<ul style="list-style-type: none"> 佐賀町河岸通り沿いは、街路樹や植栽などにより、連続的な眺めとなるよう工夫する。 隅田川沿いは、橋やテラス、舟からの眺めを意識し、近隣区の眺めと調和するとともに、個性ある連続的な空間づくりに努める。

(4) 越中島周辺区域

■区域の概要

【区域特性】

- 東京海洋大学には、重要文化財明治丸をはじめ、外観が特徴的な昭和初期に建築された校舎や天文台、豊かなみどりなど、貴重な景観資源が多く存在します。
- 越中島通り沿いには、東京海洋大学をはじめ、第三商業高校、深川第三中学校、越中島小学校といった教育施設が多く立地します。
- 越中島通りや清澄通りには、通りを彩る象徴的で美しいケヤキ並木やイチョウ並木があります。

凡例（資源）

	地区への玄関
	建造物
	河川
	道路・橋梁
	公園
...	サクラ並木
...	ケヤキ並木
...	イチョウ並木
	史跡



明治丸



一号館



第一観測台



清澄通りのイチョウ並木



越中島通りのケヤキ並木

【主な資源】

- 越中島通りのケヤキ並木
- 清澄通りのイチョウ並木
- 東京海洋大学のみどり
- 明治丸（重要文化財）
- 一号館、越中島会館、第一観測台、第二観測台、事務局管理棟（現 東京海洋大学科学技術研究センター）（国登録文化財）
- 海洋工学部附属百周年記念資料館
- ポンド
- 明治天皇聖蹟記念碑
- G.E.O.ラムゼー功徳碑、菅船長石像
- 全天候型救命艇、駆逐艦「あけぼの」シリンドラ、復水器及び循環ポンプ
- 晴海運河
- 中の島公園
- 相生橋（震災復興橋 漆）
- 越中島駅

■景観形成基準

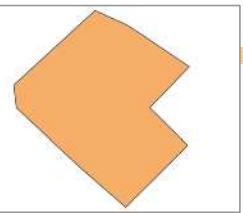
当区域は、江東区都市景観条例第10条で定める景観計画地区の「下町水網地域」、「臨海景観基本軸」、「隅田川景観基本軸」、「水辺景観形成特別地区」にも該当します。景観形成基準は、はじめに景観重点地区における基準を適用します。次に、水辺景観形成特別地区に該当するところは、その基準を適用し、それ以外のところは、下町水網地域、臨海景観基本軸、隅田川景観基本軸における基準をそれぞれ適用します。

当区域では、区域全体の共通基準として、「越中島周辺エリア」の基準を設けています。「越中島周辺エリア」の景観形成基準は、次ページ以降に示します。

(4) 越中島周辺区域

○ 越中島周辺エリア

東京海洋大学を中心とする空間を、歴史や水辺、みどりが身近に感じられる空間にする。



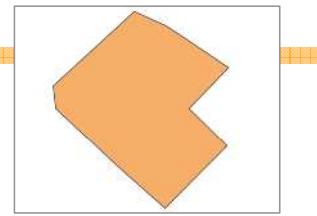
事項	基準	イメージ
歴史・文化的資源	<ul style="list-style-type: none"> 東京海洋大学の明治丸をはじめとする歴史的な建造物や文化財を身近に感じることができるように工夫する。 	 明治丸
配置・高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は、水辺を感じられるよう、配置や高さ・規模を工夫する。 建築物は、歴史・文化的資源や残すべき自然がある場合は、これらを生かすよう、配置を工夫する。 建築物は、開放感のあるオープンスペースを確保するよう努める。 	 一号館（歴史的近代建築）
形態・意匠・色彩 建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、長大で単調な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 集合住宅のバルコニー・ベランダについては、道路から洗濯物が見えにくい構造・意匠とともに、エアコンの室外機等が目立たないよう配慮する。（＊） 建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体との調和を図るとともに、周辺景観との調和を図る。 建築設備は、越中島通りや清澄通りから見えないよう、または建築物と一体的に見えるよう、形態・意匠などを工夫する。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 室外機は、植栽やカバーなどで隠すよう努める。 	 見通しがよいフェンス
附属施設・外構等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に附属する駐車場、ゴミ置場、受水槽などの施設は、周囲からの見え方を考慮し、その配置や形態・意匠などを工夫する。 敷地外周部は、越中島通りや清澄通りに対して圧迫感を与えないとともに、敷地内の歴史・文化的資源が通りから見えるよう配慮する。 照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地外周部は、フェンスや生垣など、開放感のあるものとする。 	

*平成26年11月1日に江東区景観計画を一部改定し追加しました。
平成27年1月5日届出から適用しています。

(4) 越中島周辺区域

○ 越中島周辺エリア

東京海洋大学を中心とする空間を、歴史や水辺、みどりが身近に感じられる空間にする。



事項	基準	イメージ
工作物 形態・意匠 ・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 工作物は、歴史・文化的資源や周辺のまちなみおよび建築物本体との調和を図る。 色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 越中島通りや清澄通りは、他のエリアとのつながりを意識し、魅力的なみどりの軸となるよう努める。 東京海洋大学構内は、まとまりのあるみどり豊かな空間づくりに努める。 緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するとともに、既存の樹木なども生かし、周辺の景観との調和を図る。 	 <p>東京海洋大学のみどり</p>
眺め	<ul style="list-style-type: none"> 越中島通りや清澄通りは、連続するケヤキ並木やイチョウ並木の眺めを妨げないよう配慮する。 	 <p>越中島通りのケヤキ並木</p>

6. 公共施設整備に係わる配慮事項

深川門前仲町景観重点地区の公共施設の整備にあたっての基本的な考え方として、以下の配慮事項を定めます。

景観重点地区内における区の公共施設については、配慮事項に基づき整備を行い、景観形成の先導的な役割を果たします。

また、国や都の公共施設については、景観重点地区外に渡ることから、各施設の一体性と整合を図りながら、下記事項に配慮するよう協力を求めていきます。

区域/エリア	配慮事項
富岡八幡宮・深川不動堂周辺区域	区域全体 <ul style="list-style-type: none">公共物は、歴史・文化的資源と調和するよう、形態・意匠などを工夫する。
	富岡八幡宮・深川不動堂周辺エリア <ul style="list-style-type: none">参道をはじめとする通りは、人々の往来の場となるよう、通り全体の連續性確保に努める。深川公園や道路、ガードパイプ、サインなどの公共物は、周辺の景観と調和するよう、素材を工夫する。
	商店街エリア <ul style="list-style-type: none">公共物は、まちなみの一体感に配慮し、通りの連續性確保に努める。照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。
	深川東京モダン館周辺エリア <ul style="list-style-type: none">駅と深川東京モダン館を結ぶ通りは、核となる歴史・文化的資源や駅とのつながりを意識し、通りの連續性確保に努める。
大横川沿い区域	区域全体 <ul style="list-style-type: none">公共物は、水辺とまちの一体化や親水性および連結的な空間づくりに配慮する。河川沿いは、舟運や散策、休憩など、水辺の多様な楽しみ方ができる空間となるよう工夫する。河川沿いは、回遊性を意識した空間づくりに配慮する。
	大横川沿いエリア <ul style="list-style-type: none">公共物は、親水性に配慮するとともに、水辺景観やサクラ並木と調和するよう工夫する。黒船橋乗船場は、臨海公園や臨海小学校と一体的に明るく魅力的な空間になるよう、形態・意匠などを工夫する。黒船橋乗船場は、まちへと導く水辺の玄関口となるよう工夫する。橋詰をはじめとする眺望のよい場所は、ゆとりある空間づくりに努める。遊歩道は、連續性確保に努めるとともに、憩いの場となるよう工夫する。遊歩道は、まちの特色に合わせて、変化に富んだ空間となるよう工夫する。照明は、落ち着きのある夜間景観に配慮する。

区域/エリア	配慮事項
大横川沿い区域	越中島公園・永代公園周辺エリア
	牡丹町公園エリア
佐賀町河岸通り・隅田川沿い区域	佐賀町河岸通り・隅田川沿いエリア
越中島周辺区域	越中島周辺エリア

7. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

深川門前仲町景観重点地区内で建築行為等を行おうとする者は、景観法第16条第1項の規定に基づき、建築行為等の届出日、届出に関する必要書類を確認のうえ、区長に対して届出を行うものとします。

届出の際には、景観法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準である「深川門前仲町景観重点地区における景観形成基準」に適合するものとします。

また、この深川門前仲町景観重点地区では、区域の一部において「下町水網地域の景観形成基準」、「隅田川景観基本軸の景観形成基準」、「臨海景観基本軸の景観形成基準」及び「水辺景観形成特別地区の景観形成基準」も併せて適用されます。

なお、この景観形成基準（建築物又は工作物の形態・意匠に関わるものは除く。）に適合しないと認められるときは、景観法第16条第3項に規定する「勧告」の対象となり、建築物又は工作物の形態・意匠に関わるものについては、景観法第17条第1項に規定する「変更命令」の対象となります。

（1）届出の時期

区分	届出時期
全ての建築物（延べ面積1万m ² 以上の建築物を除く）・工作物・開発行為・みどりに関する行為	建築確認・許可申請等（2以上の手続きを行う場合は、最初の手続き）の15日前まで（申請手続きが不要なものは着手する日の15日前まで）
大規模建築物（延べ面積1万m ² 以上の建築物）	建築確認・許可申請等（2以上の手続きを行う場合は、最初の手続き）の30日前まで（申請手続きが不要なものは着手する日の30日前まで）

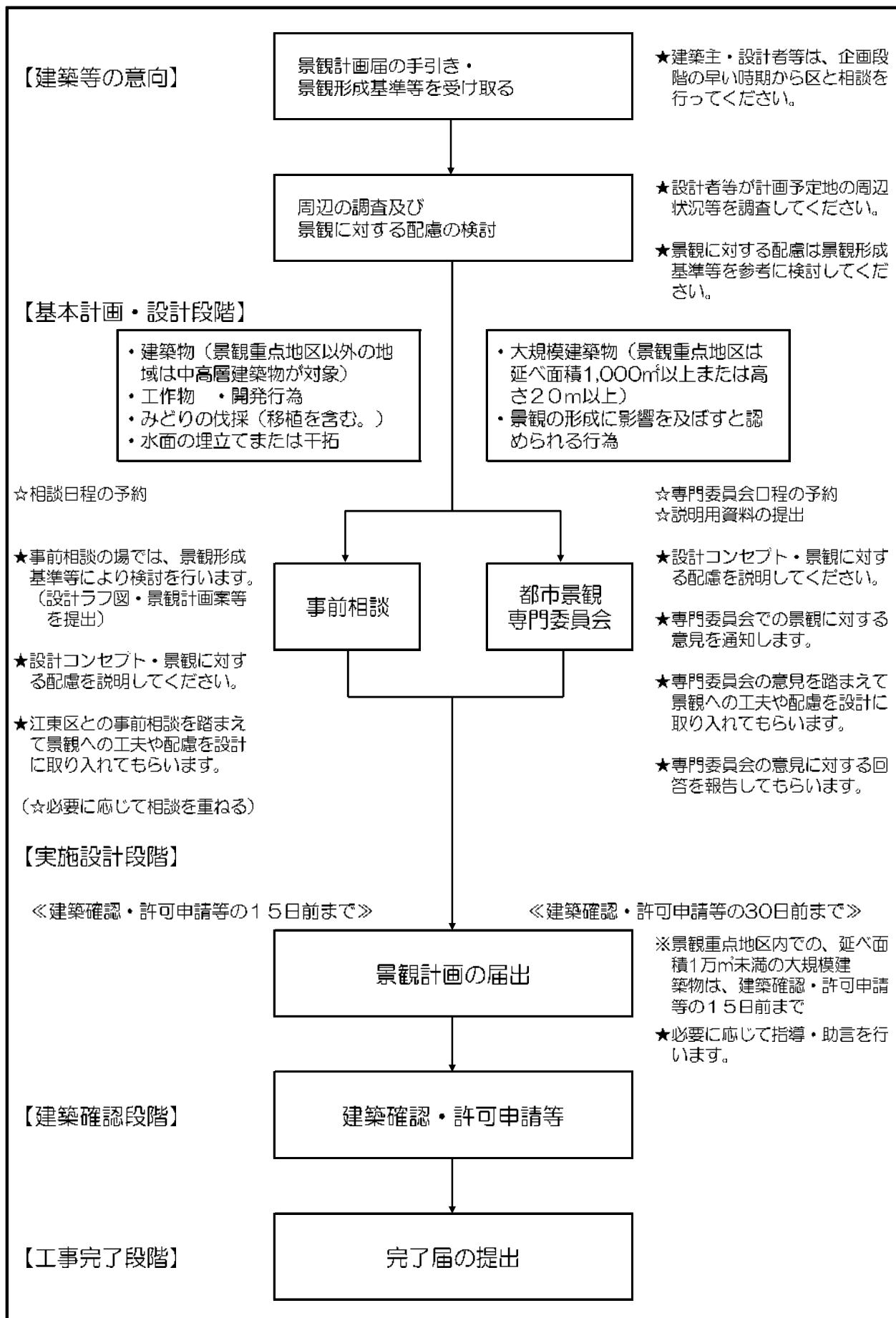
(2) 届出事項

届出行為	届出対象																																
建築物の建築等 • 歴史・文化的資源 • 建築物等 • 緑化 • 眺め	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更																																
工作物の建設等 • 歴史・文化的資源 • 工作物 • 緑化 • 眺め	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（広告塔・広告板は除く） <p style="margin-left: 2em;">(1) 建築基準法施行令第138条に定める工作物（※）</p> <table> <tr><td>①煙突</td><td>高さ 6m以上</td></tr> <tr><td>②RC柱・鉄柱・木柱</td><td>高さ 15m以上</td></tr> <tr><td>③装飾塔・記念塔</td><td>高さ 4m以上</td></tr> <tr><td>④高架水槽・サイロ・物見塔</td><td>高さ 8m以上</td></tr> <tr><td>⑤擁壁</td><td>高さ 2m以上</td></tr> <tr><td>⑥昇降機、ウォーターシュート、コースターその他</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">これらに類するもの（回転運動を有する遊戯施設を含む）</td></tr> <tr><td colspan="2">　　建築面積 1,000 m²以上又は高さ 15m以上</td></tr> <tr><td>⑦製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">これらに類するもの</td></tr> <tr><td colspan="2">　　建築面積 1,000 m²以上又は高さ 15m以上</td></tr> <p style="margin-left: 2em;">(2) 都市景観条例で定めるその他の工作物</p> <table> <tr><td>①垣・さく・金網・門・扉（建築物を除く）</td><td>高さ 2m以上かつ 長さ 10m以上</td></tr> <tr><td>②立体駐車場（建築物を除く）</td><td>高さ 6m以上</td></tr> <tr><td>③アンテナ</td><td>高さ 6m以上</td></tr> <tr><td>④受水槽・冷却塔（建築設備を除く）</td><td>高さ 6m以上</td></tr> <tr><td>⑤橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの</td><td></td></tr> </table> </table>	①煙突	高さ 6m以上	②RC柱・鉄柱・木柱	高さ 15m以上	③装飾塔・記念塔	高さ 4m以上	④高架水槽・サイロ・物見塔	高さ 8m以上	⑤擁壁	高さ 2m以上	⑥昇降機、ウォーターシュート、コースターその他		これらに類するもの（回転運動を有する遊戯施設を含む）		建築面積 1,000 m ² 以上又は高さ 15m以上		⑦製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他		これらに類するもの		建築面積 1,000 m ² 以上又は高さ 15m以上		①垣・さく・金網・門・扉（建築物を除く）	高さ 2m以上かつ 長さ 10m以上	②立体駐車場（建築物を除く）	高さ 6m以上	③アンテナ	高さ 6m以上	④受水槽・冷却塔（建築設備を除く）	高さ 6m以上	⑤橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの	
①煙突	高さ 6m以上																																
②RC柱・鉄柱・木柱	高さ 15m以上																																
③装飾塔・記念塔	高さ 4m以上																																
④高架水槽・サイロ・物見塔	高さ 8m以上																																
⑤擁壁	高さ 2m以上																																
⑥昇降機、ウォーターシュート、コースターその他																																	
これらに類するもの（回転運動を有する遊戯施設を含む）																																	
建築面積 1,000 m ² 以上又は高さ 15m以上																																	
⑦製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他																																	
これらに類するもの																																	
建築面積 1,000 m ² 以上又は高さ 15m以上																																	
①垣・さく・金網・門・扉（建築物を除く）	高さ 2m以上かつ 長さ 10m以上																																
②立体駐車場（建築物を除く）	高さ 6m以上																																
③アンテナ	高さ 6m以上																																
④受水槽・冷却塔（建築設備を除く）	高さ 6m以上																																
⑤橋梁その他これに類する工作物で河川・運河などを横断するもの																																	
開発行為 • 歴史・文化的資源 • 緑化 • 眺め	開発区域面積 500 m ² 以上																																
みどりに関する事項 (伐採・移植を含む。) • 歴史・文化的資源 • 緑化 • 眺め	(1) 土地の面積 100 m ² 以上の集団を形成している樹木 (2) 地上 150cm の高さにおける幹の周囲が 60cm 以上の樹木 (3) 高さ 5m 以上ある樹木																																

※架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※各届出行為に係わる景観形成基準の事項を上表の破線枠内に示す。

(3) 建築行為等の届出

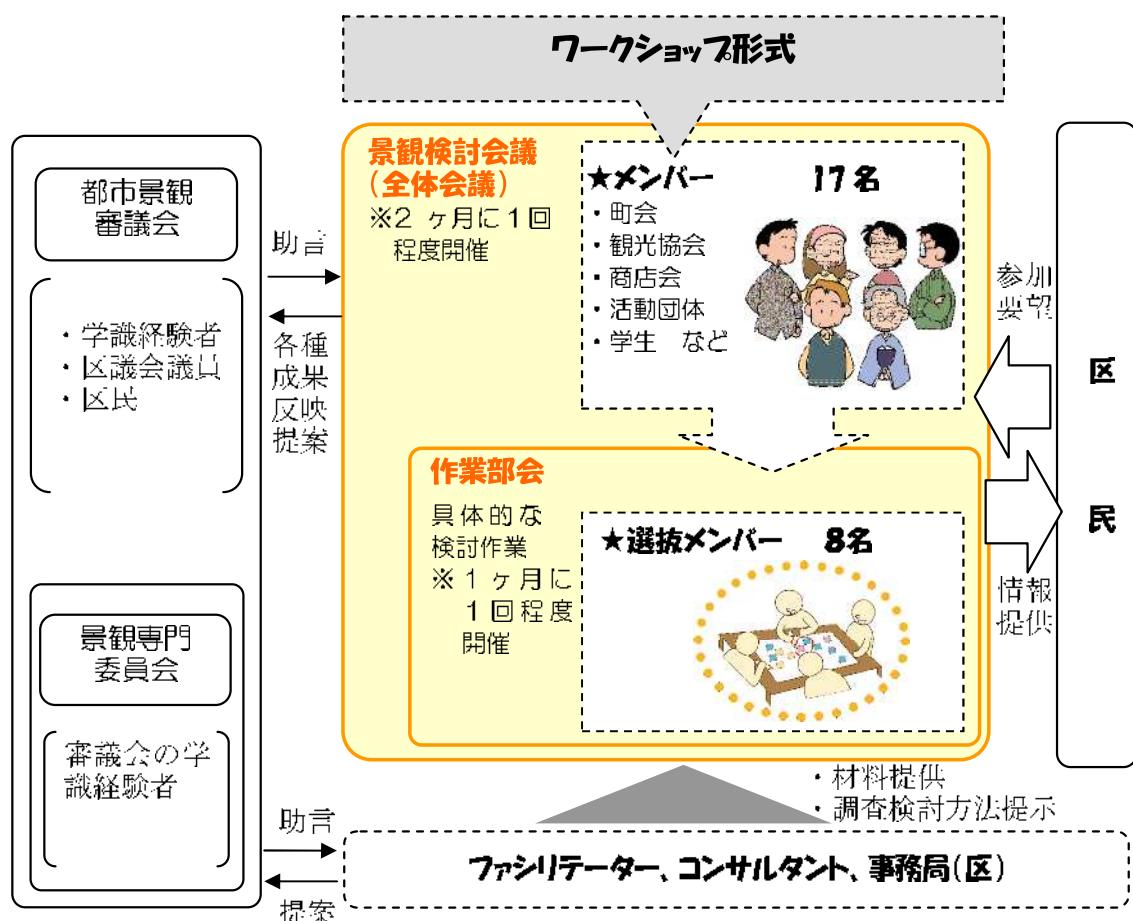


一検討の経緯一

景観重点地区の指定にあたり、地域の方々が主体となる景観検討会議を中心に、以下のような体制のもと検討を進めました。景観検討会議は、意見や方向性の共有化を行う「全体会議」と具体的な検討作業を行う「作業部会」を設け、ワークショップ^(※6)形式で行いました。

また、景観検討会議における検討結果については、学識経験者などで構成される都市景観審議会に報告・提案し、助言を受けながら、成果のブラッシュアップを行いました。

(1) 景観重点地区の検討体制



景観検討会議における検討の様子

^{※6} ワークショップ：問題解決や計画案の作成手法で、多様な人々が対等な立場で意見交換を行うものであり、景観検討会議では、地図作りや貼り絵、まち歩きなど行いました。

(2) 景観検討会議における検討の流れ

テーマ	開催日	会議名	主な検討内容
平成 23 年度 ■Step1 地区の特性 を発掘しよ う	H23 11/2	■第1回 景観検討会議	・地区に対する想い
	11/26	□第1回 景観検討会議 一作業部会一	・地区観察会
	H24 2/4	□第2回 景観検討会議 一作業部会一	・景観分類表の作成 ・景観重点箇所の検討
	2/22	■第2回 景観検討会議	・景観重点箇所の共有化
→ * 景観フォーラムの開催（平成24年3月21日）			
平成 24 年度 ■Step2 景観重点地 区の指定内 容を具体的 に考えよう	4/27	□第3回 景観検討会議 一作業部会一	・景観形成の方向性に關 する検討
	5/24	■第3回 景観検討会議	・景観形成の方向性の共 有化
	6/16	□第4回 景観検討会議 一作業部会一	・品川宿観察会
	7/11	□第5回 景観検討会議 一作業部会一	・空間イメージの検討
	7/31	■第4回 景観検討会議	・景観重点地区の指定区 域に関する検討 ・景観重点地区の方向性 検討
	9/27	□第6回 景観検討会議 一作業部会一	・景観形成の基本方針・ 基準に関する検討 ・今後の景観まちづくり の進め方に関する検 討
	10/19	□第7回 景観検討会議 一作業部会一	・景観形成の基本方針・ 基準の共有化
	11/22	■第5回 景観検討会議	・景観形成区民団体の發 足に向けた公開会議
景観重点地区（案）の作成			
→ * 住民説明会（平成25年1月23日）・意見募集（1月4日～18日） * 景観シンポジウムの開催（平成25年3月27日）			

(3) 地域の方々への情報発信

景観検討会議を進めるにあたり、取組みや検討結果を地域の方々に知っていただくため、景観フォーラムやシンポジウム、説明会などの他、以下のような方法で情報発信を行いました。

・景観だより (vol.1～6)

景観検討会議の取組みや検討結果についてまとめたニュース。

全体会議および景観フォーラム後に発行し、区ホームページでの
公開や公共施設などへの配置を行いました。

・江東ケーブルテレビ

第5回 景観検討会議 一作業部会一 の様子が放映されました。



〔表紙写真〕

お江戸深川 さくらまつり (大横川)	富岡八幡宮例大祭 (深川八幡祭り)	隅田川
越中島公園	富岡八幡宮	深川不動堂の 山門
ボタン (牡丹町公園)	大横川	東京海洋人学の みどり
歴史的近代建築	一号館 (東京海洋大学)	越中島通り

【問い合わせ先】

江東区都市整備部都市計画課

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目 11 番 28 号

TEL 03-3647-9183（直通）

FAX 03-3647-9009